

裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 最高裁判所は、司法修習生の修習のため最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金を貸与する。
- 二 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。
- 三 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することができなくなったときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 四 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなったときは、その修習資金の全部又は一部を免除することができる。
- 五 以上のほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

六 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。